

宮城県建築行政マネジメント計画(令和4年度)達成状況

計画期間：令和2年度～令和6年度

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
2 建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保			
(1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底			
①「確認審査等の指針(平成19年国土交通省告示第835号)」に基づく円滑かつ適確な確認審査の実施 ②データベース等を活用した設計者の適格性の確認 ③指定構造計算適合性判定との相互の情報交換等による連携 ④「日本建築行政会議」、「宮城県建築基準会議」、「特定行政庁連絡会議」、「建築行政会議」、「建築主事会議」等を通じた運用の円滑化 ⑤審査機関窓口での事前相談 ⑥指定構造計算適合性判定機関及び消防機関との連携	○迅速かつ適確な建築確認審査の徹底	○法定の審査期間を遵守し、適確に実施した。	<p>【達成状況の評価】 法定の審査期間を遵守することができ、各機関と連携し、円滑な運用をすることができた。</p> <p>【今後の取組み】 今後もデータベース等の活用や事前相談を実施し、迅速かつ適確な確認審査を行い、法定期間の遵守を徹底する。 各種会議等を通じて特定行政庁や指定確認審査機関との情報共有を行い、運用の円滑化を図る。</p>
(2) 迅速かつ適確な構造計算適合性判定等の徹底			
①建築確認申請時の工事監理者の適切な選定及び申請書への記載の確認 ②データベース等を活用した設計者の適格性の確認 ③特定行政庁との相互の情報交換等による連携の確保 ④審査機関窓口での事前相談及び事前審査の実施 ⑤「日本建築行政会議」等を通じた運用の円滑化	○迅速かつ適確な構造計算適合性判定等の徹底	○法定の審査期間を遵守し、適確に実施した。	<p>【達成状況の評価】 事前審査を行うことで、法定の判定期間を遵守することができた。</p> <p>【今後の取組み】 今後も現体制を継続し、法定判定期間の遵守を徹底する。</p>
(3) 中間検査・完了検査の徹底			
①検査未受検建築物に対する督促、報告徴収、立入検査の実施 ②「確認審査等の指針(平成19年国土交通省告示第835号)」に基づく円滑かつ適確な検査の実施 ③「宮城県建築物中間検査の手引き」による適確な中間検査の実施 ④中間検査・完了検査時における工事監理の状況の確認、工事監理者の立会	○中間検査率及び完了検査率 100%	○R4年度中間検査率実績 87.2% ○R4年度完了検査率実績 96.7% ・1～3号 91.2% ・4号 98.1% ・工作物等 84.7%	<p>【達成状況の評価】 中間検査率及び完了検査率ともに目標を達成しなかったが、4号建築物の完了検査率が98.1%と前年度より大幅に増加した。</p> <p>【今後の取組み】 確認済証の交付時に検査を要する旨の周知を行うなど、目標達成に向けて取組みを継続する。</p>
(4) 工事監理業務の適正化			
①建築確認申請時の工事監理者の選定及び申請書への記載の促進 ②工事監理者決定後の名義変更届の徹底 ③データベース等を活用した工事監理者の適格性の確認 ④工事監理状況報告書提出の徹底 ⑤建築主への工事監理業務の重要性の周知	○工事監理状況の適確な確認	○工事監理・工事状況報告書提出率 100%	<p>【達成状況の評価】 中間検査対象建築物において、報告書が確実に提出されており、目標を達成することができた。</p> <p>【今後の取組み】 引き続き、提出の徹底に向けて取組みを継続する。</p>

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
(5) 建築基準関係規定を所管する行政庁との連携			
①事前相談時における、所管行政庁との連携 ②審査時における、開発許可関係規定の適合状況(都市計画法施行規則第60条に基づく開発行為又は建築等に関する証明書などの確認を含む)の確認 ③災害危険区域や土砂災害特別警戒区域の確認など関連部局との連携	○所管行政庁との緊密な連携	○関連部局との連携を継続的に実施	【達成状況の評価】 開発許可関係規定の適合証明書の交付などにより、連携が図られた。 「土砂災害特別警戒区域の確認マニュアル」やMidskiの活用等を周知し、土砂災害特別警戒区域等の確認における関係部局との連携を強化した。 【今後の取組み】 引き続き、関係部局と緊密に連携を進める。
3 指定確認検査機関・建築士事務所等への指導・監督の徹底			
(1) 指定確認検査機関等に対する指導監督の徹底			
①特定行政庁と合同での立入検査とサンプル調査等の実施 ②処分基準に基づく指導・監督や処分の徹底 ③処分履歴等の公表 ④確認審査報告書等の確認の徹底	○指定確認検査機関等への立入検査等の実施 年2回以上	○県指定機関に対し立入検査を実施 ・確認検査機関 2機関 ・適判機関 1機関 ○その他、国依頼により、県内に判定事務所がある大臣指定機関への立入検査を実施 ・適判機関 1機関	【達成状況の評価】 各機関に各2回の立入を実施し、目標を達成した。また、支店への立入や個別物件の検査などにより実効性の高い立入調査を実施した。 【今後の取組み】 引き続き、実効性の高い立入調査となるよう取り組む。
(2) 建築士・建築士事務所に対する指導監督の徹底			
①二級・木造建築士の懲戒処分及び建築士事務所の監督処分の基準に基づく処分等の徹底 ②建築士事務所の立入検査の実施 ③確認申請窓口における注意喚起等による建築士の定期講習の受講等の周知徹底 ④建築士事務所の業務報告書の提出義務の徹底及びこれを踏まえた指導・監督 ⑤建築士及び建築士事務所登録事項変更届の提出の徹底 ⑥書面による契約等における設計等の業の適正化の徹底 ⑦建築士事務所の図書保存の制度の見直しの周知徹底 ⑧構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士の確保状況の把握 ⑨建築士及び建築士事務所の処分履歴等の公表 ⑩建築物の設計及び工事監理に必要な技能の維持向上を図るための講習会への支援	○計画的な立入検査の実施 年140件	○R4年度立入調査実施 年130件	【達成状況の評価】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の解除により、立入調査を通常通り実施できることから、目標を概ね達成できた。(達成率: 92%) 【今後の取組み】 ・業務報告書の提出を事業年度毎に行うよう義務化されているが、提出率が低いことから提出の指導を徹底する。 ・所属建築士は3年毎の定期講習が義務化されているが、一部で未受講者がいることから、指導を徹底する。 ・建築士の死亡状況を確認し、登録抹消を進める。
(3) 指定登録機関等に対する指導・監督の徹底			
①事業計画等報告書等による適確な事務実施の検証の徹底 ②登録等事務の「建築行政共用データベース」への入力の徹底	○県指定の指定登録機関等への立入検査等の実施 年1回以上	○県指定機関に対し立入調査を実施した。 (指定登録機関1機関に立入調査)	【達成状況の評価】 指定登録機関1機関への立入調査を実施したことから、目標は達成できた。 【今後の取組み】 引き続き隔年1機関ずつ立入を実施し、指定機関の適確な業務の実施を促す。

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
4 違反建築物対策等の徹底			
(1) 違反建築物対策の徹底			
① 違反建築物是正計画書の作成 ② 国及び県内特定行政庁との連携を図った是正指導の徹底 ③ 「風俗営業の許可等に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」「社会福祉施設等の防火安全対策に関する行政機関の連携について」等による警察、消防、福祉等の関係機関との連携体制の確保 ④ 「建築物防災週間」「違反建築物防止週間」等における、建築物の計画的な立入調査の実施 ⑤ 違反建築物のパトロールの実施 ⑥ 違反建築物の是正指導の徹底 ⑦ 違反建築物に関与した建築士・施工者等に係る調査の実施 ⑧ 違反建築物に係る情報の公表 ⑨ 重大な違反や悪質な違反に係る告発等の実施	○違反建築物等に対する継続的な是正指導	○「建築物防災週間」での立入調査の実施 ・上期 16件　・下期 16件 ○違反建築物について必要に応じて消防部局・福祉部局と合同で立ち入り指導を行っている。	【達成状況の評価】 防災査察における立入実施の他、違反建築物防止週間、防火避難違反・違反設置フォローアップ調査を通じて是正指導の徹底に取り組んだ。 【今後の取組み】 防災査察における立入指導の実施件数を増やし、違反建築物の是正指導を引き続き徹底する。
(2) 違法設置昇降機の安全対策の徹底			
① 違反建築物是正計画書の作成 ② 違法設置昇降機の是正指導の徹底及び計画的、継続的な指導の実施 ③ 違法設置昇降機に関する情報の受付窓口の設置と周知	○違反建築物等に対する継続的な是正指導	○違法設置エレベーターについては労働基準監督署と連携し、指導している。	【達成状況の評価】 防災査察における立入実施の他、違反建築物防止週間、防火避難違反・違反設置フォローアップ調査を通じて是正指導の徹底に取り組んだ。 【今後の取組み】 ・違法設置エレベーターに関しては、引き続き関係機関と連携しながら対応する。
5 建築物及び建築設備の適切な維持管理を通じた安全性の確保			
(1) 定期報告制度の的確な運用による維持管理を通じた安全性の確保			
① 建築物、建築設備、防火設備及び昇降機の定期報告制度の周知 ② 指定対象を把握するための定期報告台帳の整備 ③ 未報告建築物等の所有者等に対する督促等の徹底 ④ 未報告建築物に係る防災査察等での立入検査の実施 ⑤ 檢査結果が基準に適合していない場合の指導に対するフォローアップの実施	○報告率 建築物90% 建築設備及び防火設備80% 昇降機100%	○R4実績(建築物はR2年～R4年の平均) ・建築物 83.8% ・建築設備 86.6% ・防火設備 81.2% ・昇降機 95.0%	【達成状況の評価】 建築設備及び防火設備の報告率について達成することができた。報告書の審査方法の見直しを行い、報告率向上に取り組んだ。 【今後の取組み】 未報告物件に対して報告を求める旨の通知を送付し、防災査察等の機会を捉えて現場入り等による報告率の向上を図る。
(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進			
① 国及び自治体によるアスベスト対策の周知徹底 ② 所管行政庁によるアスベストを有する建築物のデータベース化 ③ アスベスト対策関係部局との連携 ④ 建築物石綿含有建材調査者制度の周知と活用	○建築物のアスベスト含有調査及び除却の徹底	○1,000m ² 以上、300m ² 以上(集会場・飲食店・ホテル等に限る)の建築物について、アスベスト調査台帳を作成済み。 ○アスベストの有無未報告、アスベスト有で未対応の件数 1000m ² 以上 未報告4件、未対応5件 300m ² 以上 未報告127件、未対応10件 ○宮城県民間建築物吹付けアスベスト対策連絡会議を開催し、関係機関との情報共有を図った。	【達成状況の評価】 建築物防災週間で未報告建築物の所有者等にアスベストの有無・対応状況を確認する通知を発出し、報告内容によりアスベスト調査台帳を更新した。また、アスベスト調査台帳を市町村に送付し情報共有するとともに、助成事業の活用を促した。 【今後の取組み】 引き続き建築物防災週間等により通知を発出し、未報告・未対応建築物の所有者等に対応を求める。 建築物石綿含有建材調査者制度について、市町村担当者会議などで周知する。

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
6 事故・災害時の対応			
(1) 事故対応			
① 消防等の関係機関と連携した事故発生時の迅速な対応の実施 ② 事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明、再発防止策の検討及び国土交通省・関係機関への情報提供	○重大事故発生時の迅速かつ適確な事故対応	○大臣認定の仕様の不適合等があった事例について、調査結果及び是正完了の法12条5項の報告を求めるとともに、受理を適切に行った。	【達成状況の評価】 大臣認定の不適合などの事故事例に対して適切に対応した。 【今後の取組み】 次年度も適確な事故対応を心がけるとともに、継続事案の是正完了を目指す。
(2) 災害対応			
① 災害時の対応体制の整備と、迅速かつ正確な災害情報の把握と提供 ② 危険度判定資格者の育成、技術等の向上及び登録者の維持 ③ 地域主動型応急危険度判定等の実施体制の確立 ④ 広域的な危険度判定資格者派遣体制の確保 ⑤ 全国協議会と連携した被災建築物連絡訓練の実施	○被災建築物応急危険度判定資格者の登録 2,300名 ○被災宅地危険度判定資格者の登録 900名	○被災建築物応急危険度判定士 1,961名 ○被災宅地危険度判定士 893名	【達成状況の評価】 ・被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士ともに、登録者数は目標を達成出来なかった。 【今後の取組み】 ・被災建築物応急危険度判定士については、引き続き判定士講習会を実施し目標達成に努めるとともに、受講要件の見直し等、必要な取組みを検討する。 ・被災宅地危険度判定士については、新規登録者数が増加するよう、開催日決定のお知らせ開始時期を早めるとともに、関係団体への周知を行う。
7 消費者への対応			
(1) 消費者への適切な対応			
① 相談窓口のホームページによる公表と周知 ② 建築士事務所協会等が設置する相談窓口の案内及び周知 ③ 建築基準法、建築士法、宅地建物取引業法等の処分履歴情報の公表 ④ 消費者向けパンフレットの配布	○消費者の問題に係る相談窓口の利活用の促進	○建築確認や宅地建物取引業に関する相談窓口等をHPで公表した。	【達成状況の評価】 ・HPで相談窓口を公表し、消費者へ情報提供した。 ・処分履歴情報の公表についても、HPで処分履歴を公表し、消費者へ情報提供した。 【今後の取組み】 継続して消費者への情報提供、周知を行う。
(2) 宅地建物取引業行政との連携			
① 宅地建物取引業法に基づく講習及び宅地建物取引業関係団体主催の研修等における建築関係法令制限、制度内容の周知の強化・徹底 ② 土木事務所に対する宅地建物取引業法関係情報の提供	○建築行政と宅地建物取引業行政の連携強化	○宅地建物取引業法に基づく法定講習における建築関係法令に関する講義の実施 R4実績 座学12回開催のほか随時Web講習を実施	【達成状況の評価】 法定講習において建築関係法令に関する講義を行うなど、建築行政と宅地建物取引行政の連携強化を図った。 【今後の取組み】 引き続き、法定講習や建築行政マネジメント計画推進協議会の場を通じ情報提供を行うなど、連携強化を図る。
8 業務執行体制の整備・充実			
(1) 業務執行体制の整備			
① 審査担当者の審査技術などの業務能力向上を図るための研修等の実施 ② 建築基準適合判定資格取得に係る支援 ③ 構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事となるための講習受講に係る支援	○特定行政庁の業務執行体制の整備	○各種内部研修を実施した。また、外部研修を受講した。 内部研修 R4.5月～11月 建築研修実施 R4.7月 建築基準適合判定資格者検定受験講習会受講(3名) R5.2月 建築構造審査研修受講(2名)	【達成状況の評価】 ○建築研修プログラムの実施、外部研修の受講により、審査担当者の審査技術などの業務能力向上が図られた。 【今後の取組み】 ・引き続き、建築研修プログラムを実施する。 ・建築基準適合性判定資格取得に向けて専門講習の受講などの支援を行う。 ・構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者である建築主事となるための講習受講に係る支援を行うとともに、受講者を対象とした研修を行う。

取組み	目標	達成状況	達成状況の評価・今後の取組み
(2) 関係機関・関係団体との連携			
「マネジメント協議会」、「建築基準会議」及び「特定行政庁連絡会議」等を活用した意見交換、情報提供及び意識共有等	○関係機関・関係団体との連携	○建築行政マネジメント計画推進協議会 1回開催	【達成状況の評価】 「建築行政マネジメント計画推進協議会」を1回開催し、関係機関・関係団体との情報共有を図った。 【今後の取組み】 引き続き会議を通して関係団体との意見交換や情報提供を図る。
(3) データベースの整備・活用			
① 建築確認、検査及び定期報告の内容のデータベース化 ② データベースの分析による課題抽出と施策検討 ③ 指定確認検査機関とのネットワークの構築 ④ 建築士・建築士事務所データベースの整備と適切な維持管理、処分情報の共有	○建築確認・検査等に係るデータベースの整備	○建築行政共用データベースシステムにて過年度を整備中 県指定の確認検査機関とのネットワーク構築完了	【達成状況の評価】 建築行政共用データベースシステムにて過年度分のデータの整備を進めた。 【今後の取組み】 継続して建築行政共用データベースシステムにて整備を進める。
9 建築物の省エネルギー化及びバリアフリー化の促進			
(1) 建築物の省エネルギー化の促進			
① 建築確認申請時における対象建築物の届出の徹底 ② 建築物省エネ法の周知 ③ 建築士から建築主への省エネ性能の説明の徹底 ④ 建築主に対する低炭素建築物認定制度の周知	○建築物省エネ法に係る適確な指導	○R4年度建築物省エネ法届出 151件	【達成状況の評価】 確認申請時や確認審査報告書の内容を確認し、省エネ法の届出が必要な物件に対して周知を徹底した。 【今後の取組み】 県内小規模事業者の技術力向上を目的に講習会を実施し、制度の理解と普及を行い、改正建築物省エネ法の周知を図る。
(2) 建築物のバリアフリー化の促進			
① まちづくり条例届出対象建築物の整備基準への適合確認及び不適合の際の指導・助言の実施並びに適合証取得の促進 ② バリアフリー法に基づく特定建築物の認定の促進	○保健福祉部と連携した条例の的確な運用	○R4年度だれもが住みよい福祉のまちづくり条例 届出・指導 82件 適合証交付 1件	【達成状況の評価】 確認申請時や確認審査報告書の内容を確認し、条例に基づく届出が必要な物件に対して周知を徹底した。 【今後の取組み】 これまでと同様に届出が必要な建築物に対して周知、指導を行う。